

○保育施設の利用定員の設定について

「利用定員」とは

利用定員とは、施設・事務所に支払われる給付費の基本単価等を決定する際に用いられる定員であり、給付費の基本単価等は、児童数や施設規模により、諸経費の計算を行って積算されておりますので、実際の利用定員に合わせた設定を行わないと適正な給付を受けられないだけでなく、大幅に超えた状態で放置すると、給付費の減額の対象となります。

なお、利用定員は、認可定員（施設・事業の設置の際に認可される定員）の範囲内で定める必要があります。

【利用定員と認可定員の違い】

認可定員：教育・保育施設及び地域型保育事業設置の際に認可された定員

利用定員：給付費算定の基礎となる定員

※年齢別ではなく、認定区分（１～３号）ごとに設定する。

※基本的に少ない利用定員の方が１人当たりの給付費単価は高い。

※なぜ「認可定員」と「利用定員」という別々の定員があるのか。

→ 基本的に「認可定員」と「利用定員」は一致させることが前提です。しかしながら、利用者の増減は、不安定であり、恒常的に認可定員まで児童が入所しないといった状況になった場合に利用定員と認可定員を一致させていては経営の実態に合わない低い水準の給付単価が適用されることになるため、利用定員を下げて取り扱うといったことが考えられます。

【利用定員と給付費の関係について】

先述のとおり、利用定員が少ない方が、公定価格が高額になります。

※公定価格とは、「保護者からの保育料＋行政からの給付費」であり、施設が運営する際に要する費用として、国が定めています。

仮に同じ人数の子どもを預かっていても、利用定員の設定の違いにより、給付費に差が生じます。従って、給付費の適正な支給の観点から利用定員の適切な設定が必要となります。

《変更の留意点》

- ・保育室や職員数を勘案し、決定される施設の受入れ上限を超えない。
※各歳児の利用児童数は、認可定員を超えない。
- ・当該施設で進級できないような設定は不可。
- ・原則、毎年４月１日の利用児童数以上とする。
- ・原則、公定価格給付定員単価区分の最大定員の設定にする。

○「利用定員」の設定における子ども・子育て会議の位置づけ

「利用定員」は、施設設置者等からの申請に基づき市で受付、県へ報告いたしますが、設定に際しては、子ども・子育て会議での意見聴取を行うことが、子ども・子育て支援法に規定されています。この意見聴取では、設定される「利用定員」が需要に対して、供給過多になり過ぎていないかなどについて、御意見をいただきます。

○利用定員設定に関する法令上の根拠

子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定教育・保育施設の確認）

第 3 1 条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第 7 2 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第 4 3 条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、第 7 2 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○御意見をいただく保育施設

令和 6 年 4 月 1 日より、下記の保育施設で利用定員の変更の希望があります。

〔利用定員・増〕

- ・ 幼保連携型認定こども園「北本東スマイルこども園」
- ・ 幼稚園型認定こども園「いしと幼稚園」
- ・ 幼稚園型認定こども園「ふじ幼稚園」
- ・ 幼稚園型認定こども園「きたもと幼稚園」